

子ども・子育て会議（第15回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第20）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成26年 5月26日（月） 13：30～16：00

場 所 中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）公定価格・利用者負担について
- （2）その他

3. 閉 会

[配布資料]

- 資料1－1 公定価格の仮単価について
- 資料1－2 公定価格の仮単価表
- 参考資料 「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価表
- 資料2 利用者負担について
- 資料3 子ども・子育て関連3法に係る府省令の公布について
- 資料4 認定こども園の平成26年4月1日現在の認定件数について
- 参考資料1 公定価格の骨格について
- 参考資料2 公定価格の骨格について（詳細版）
- 参考資料3 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、「第15回子ども・子育て会議、第20回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 委員の御出欠について御報告をいたします。

今村委員、大日向委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、内田委員、尾崎委員、佐藤秀樹委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、秦野市こども健康部の鈴木様、高知県地域福祉部長の井奥様、全国保育協議会副会長の小島様にそれぞれ御出席をいただいております。

また、溜川委員におかれましては、若干遅れてお見えになるということをお聞きしております。

以上でございます。本日、33名中27名の委員に御出席をいただく予定ということで、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

また、本日、後ほど岡田副大臣に御出席いただく予定と聞いてございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の予定でありますけれども、まず「公定価格・利用者負担」につきまして、120分程度ということで、事務局からの御報告、御説明を受けた後に御質問などを受けたいと存じます。

続いて、「その他」について、事務局から何点か御報告があるということで、20分程度事務局からの報告、説明を受け、御質問を受けたいと存じます。

それでは、早速「公定価格・利用者負担」につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料1-1の関係について、まず御説明させていただきたいと思っております。

本日は、大変大部な資料をお配りさせていただいておりますが、いわゆる公定価格の仮単価表ということで、今日御説明する主たる資料といえますのは資料1-2という分厚い資料、こちらのほうの関係の中身を御説明する資料ということで資料1-1のほうをご覧いただければと思っております。

それでは、まず資料1-1の1ページ目をご覧させていただきたいと思っております。

最初に、子ども・子育て支援新制度の施行日についてでございますけれども、最初の○にございますように、法律の附則の中におきましては、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」ということで規定されているわけでございます。

御案内のとおり、子ども・子育てをめぐるましては、さまざまな問題、課題があるわけでございまして、その解決が急務でございますので、なるべく早く施行ということが望まれているわけでございまして、これまで関係者の御協力をいただきながら、法律上想定されている最も早い施行日である平成27年4月という施行を想定いたしまして、準備を進めてきたわけでございます。

今般、公定価格の仮単価の提示とか、あるいは各自治体におきまして基準の条例案の上程などを開始します6月議会を迎えるに当たりまして、関係者の方々に安心して施行準備を進めていただくために、予定どおり27年4月に施行するという方針のもと取り組むことといたしました。

一番下の○「なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断する」ということでございまして、この方針に変わりはありません。

以上の施行日の関係を前提といたしまして、2ページ目のほうをご覧いただきたいと思えます。

まず、「公定価格の仮単価の位置付けについて」ということで、5つ○がございますが、4つ目の○までは既に御説明をさせていただいている内容と重複いたしますので、簡単に申し上げますが、最初に○のところは、公定価格は、各年度の予算編成の中で財源とセットで決まっていくものということでございまして、今回、12月という時期を待たずに、できるだけ早い時期に事業者の方々に対して、新制度への参入、あるいは事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供するという趣旨で提示をするということでございます。

その際には、質の改善等につきまして、これまで議論いただき、整理をいただいているわけでございまして、0.7兆円の範囲の中で実施する事項ということをもとにして作成をさせていただいております。

また、29年度におきまして、消費税率の引き上げ分の税収の満年度化ということになるわけでございまして、その前の平成27年度、28年度におきましては、税収がまだ満年度化する前の年度ということでもございまして、増収額の中でどれだけを子ども・子育て分野に充てるかという額が、各年度の予算編成を経て確定してくるものでございます。そういうことで、27年度、28年度の単価につきましては、それぞれの年度の予算編成時に確定するということでございまして、質の改善を反映する前と、質の改善を0.7兆円の範囲で実施するものとの間の水準といったことが想定されるわけでございます。

4つ目の○でございます。これまで「量的拡充」と「質の改善」ということを実現するためには1兆円を超える財源が必要ということで、御議論いただいているわけでございまして、0.7兆円を超える財源につきましては、引き続き予算編成過程の中でその確保に取り組むものでございますし、また、その確保がなされた場合にはさらなる充実が図られるということでございます。

一番下の○でございます。今般、公定価格の仮単価をお示しすることによりまして、自治

体の方々あるいは事業者の関係者の方には新制度の準備をさらに進めていただくということになります。今後準備を進めていく過程でさまざまな御意見をいただくことになろうかと思っております。今回お示しするのはあくまでも仮単価でございますが、27年度の予算編成過程におきまして、さまざまいただく御意見を踏まえて調整を図りまして、27年度の公定価格、仮単価ではなく本単価を確定させていくということにしたいと考えております。

3 ページのほうをお開きいただきまして、公定価格の仮単価の具体的な内容でございます。

(1) ということ、さまざまな区分に応じまして金額を記載したものであるということで、分厚い仮単価表についてはご覧いただきたいと思うわけでございますが、これを一度に見ていただくのは大変でございますので、(2) にございますように例示的に抜き出して記載したものをつくっております。

その中身でございますが、地域の区分や定員の区分につきましてです。

まず、地域の区分については、「その他地域」ということで、人件費の地域差を反映した加算がない地域というものを抜き出しております。

それから、定員区分のほうについては、施設型給付の関係につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園の平均的な規模に該当する定員区分ということで、幼稚園であれば151～180、保育所であれば81～90、認定こども園については、全体が180人程度の規模を想定いたしまして、1号部分が106～120、2・3号の部分が51～60という区分で抜き出しております。

また、地域型保育給付の方につきましては、各事業の平均的な規模、あるいは一般的に想定される規模ということで抜き出してございまして、家庭的保育や居宅訪問型保育の場合は定員区分がございませんが、小規模保育と事業所内保育については、それぞれ12人というところに該当するものを抜き出しております。

一番下の※にございますように、地域区分、あるいは利用定員の区分、あるいは子どもの年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等というのは、それぞれの施設で異なるものでございますので、あくまでも例示ということになります。

4 ページのところをご覧いただきますと、幼稚園の180人規模のものにつきまして、仮単価表を抜き出したものを並べております。

上のほうからご覧いただきます。左の上のほうから地域区分のところが「その他地域」ということで、定員区分のところが「151人から180人まで」、認定区分が「1号」、年齢区分が「4歳以上児」と「3歳児」ということで、それに対応します「基本分単価」というのがその横にございます。

右のほうに加算額が順次並んでございまして、2段目までございます。

また、真ん中からやや下のあたりにかけましては、加算部分2ということで、地域差等の反映のない部分の加算の額がそれぞれ書いてございます。

5 ページ目以降は、ほかの施設種別についても同様の形でお示ししてございまして、5 ページのところは保育所の90人規模のものが同じような形で記載されてございます。

6 ページと7 ページのところは認定こども園でございまして、6 ページが認定こども園の

1号給付、120人分を想定したものでございます。

7ページのほうが認定こども園の2・3号部分ということで、60人分の規模を想定したものでございます。

8ページからが地域型保育給付の関係でございまして、8ページが家庭的保育事業の関係。

9ページが小規模保育事業のA型の関係。

10ページが小規模保育事業のB型の関係。

11ページが小規模保育事業のC型の関係。

12ページが事業所内保育事業でございまして、こちらにつきましては小規模保育B型の基準が適用される事業所ということで、抜いたものでございます。

13ページは居宅訪問型保育事業でございまして、最後でございます。

14ページ以降は、「<参考>『0.7兆円の範囲で実施する事項』を反映させる前の仮単価」ということで、書いたものがございます。本日お配りしております「参考資料」という分厚い冊子がその本体に当たります。

これにつきましては、14ページの資料で書かせていただいていますように、0.7兆円の範囲で実施する事項によりどのような改善が図られるのかということと比較できるようにということで、御参考につくったものでございまして、その具体的なものが15ページ以降に幼稚園あるいは保育所といった区分ごとに、先ほどご覧いただきましたものと対応する形で抜き出しております。

これらと比較するというので、少し後ろのほうに飛んでいただきまして、25ページのところをお開きいただきたいと思っております。「質改善による仮単価の比較」ということでございまして、先ほどご覧いただきました赤い字での書き込みがある質の改善が反映されたものと、それが入っていない質の改善を反映させる前のものを比較してみようということでございます。

比較表の前提条件は、地域区分は「その他の地域」。

定員区分は、幼稚園が180人、保育所が90人、認定こども園が180人で、1号が120人、2・3号が60人というものでございます。

家庭的保育が4人、小規模保育が12人、事業所内保育も12人、居宅訪問型保育は1人でございます。

こういった条件のもとで参考としまして比較表をつくってまいりました。

一番下の※印にございますように、それぞれの施設で状況が異なりますので、あくまでもこういった前提条件のもとでの例示だということと、全体としての仮単価表がございまして、それぞれの施設事業者におきまして、それぞれの施設等の実情に合わせて比較を試算してみるということも可能でございます。

まず、26ページが幼稚園でございまして、180人規模の幼稚園でございます。

園児の年齢構成等につきましては、その上の表にあるような形で、平均的な分布を示したものでございます。

これで参りますと、左側の金額が7,900万円余りといったことで、質の改善を反映させる前の水準が設定されてございますが、右側の備考欄にございますような各種の改善措置、加算等によりまして8,800万円余りといった形で、900万円余り、率にして11%余りの改善が図られるといった試算をしたものでございます。

続きまして、27ページは90人規模の保育所のものでございまして、同じように年齢構成につきましては、上の表にあるような形で平均的な年齢分布を入れたものでございます。これに基づきまして試算をしましたところ、年間8,000万円余りといったものが8,900万円余りということで、約860万円ほど、率にして10.8%といった改善率になるという見込みでございます。

同じように、認定こども園につきまして28ページにございますが、180人規模のもので見てみますと、全体としまして約10.7%ほどの改善が図られるのではないかと試算でございます。

29ページのほうに参りまして、家庭的保育事業でございます。こちらにつきましては、4人規模のもので試算したものでございまして、約11.3%程度の改善が図られるのではないかと試算しております。

30ページのほうに参りまして、小規模保育でございます。A、B、Cとございまして、それぞれについて比較をしたものでございますが、8%強から11%強ぐらいの改善が図られるのではないかと見込んでございます。

31ページのほうに参りまして、事業所内保育事業の関係でございます。これは小規模保育B型の基準が適用されるものでございます。こちらにつきましても同じように試算をしてみましたときに、やはり12.6%程度といった改善が図られるということで試算しております。

32ページのほうが居宅訪問型保育でございます。こちらにつきましても同じように6.5%程度の改善が図られるというふうに試算してございます。

最後に、33ページは<参考>ということで掲げてございます。公定価格の仮単価の設定に関しまして、前回のこの会議での各委員からの御指摘を始め、さまざまな関係者からの御指摘をいただいておりますので、そういったことを踏まえまして再整理したものであるということでございます。

まず、1番目の認定こども園の2・3号給付と保育所の2・3号給付との関係につきまして、何点か関係者からの御指摘がございました。

まず、歯科医の問題につきまして、前回までの整理といたしましては、幼稚園と認定こども園につきまして、その嘱託費用を計上していたわけでございますが、保育所については計上しておりませんでした。ただ、右側のほうにございますように、保育所にも歯科医を置いて歯科健診に取り組むといったことをこれまで通知の中でお示しをしてくれている経緯もございまして、今般の対応におきましては、保育所にも嘱託歯科医手当に相当する額を基本額に計上するという整理に変えてございます。

②の副園長・教頭の加算の問題、あるいは③の年齢別学級編制の問題につきましては、2・

3号定員のみを設定する幼保連携型認定こども園の場合と保育所の場合を比較しまして、その均衡を図るべきといった御意見をいただいていたところでございまして、そういった点につきまして整理のし直しをさせていただいております。

④番目の事務職員の関係の問題につきましては、0.7兆円の質の改善を御議論いただいた中で、幼稚園と認定こども園につきましては、非常勤職員の週2日分の改善といったことでさせていただいているわけでございまして、その内容で原案どおりということで整理を引き続きしております。

認定こども園の関係につきましては、これまで幼稚園部分と保育所の部分、それぞれ独立した形で施設の形ができておりまして、管理者の問題あるいは主任・主幹の問題につきまして、1本の施設に整理をし直すということをしたときに、従来水準を維持することができないのではないかとといった御指摘をいただいていたところでございます。

1点目の管理者の問題につきましては、1つの施設ということで整理をするということでございますので、園長はあくまでも1人といた形で整理を引き続きさせていただいているわけでございますが、もう一つの主幹保育教諭の部分につきましては、1号給付と2・3号給付それぞれに主幹保育教諭の人件費、専任加算等を計上できるようにいたしまして、現場の子どもたちに対する目配りに遺漏のないようにと改善が図られるような形で整理をし直したということでございます。

3点目の地域型保育の関係につきましては、賃借料の加算のところにつきまして、前回お示ししました単価の中で特別区等の大都市部におきましても、月額約3.5万円程度ということで、もう少し改善を図るべきといった御指摘をいただいていたところでございまして、今般民間の家賃水準等を踏まえた地域別の加算水準に見直しをしまして、月額約10万円程度といった形にさせていただいております。

以上、申し上げましたような形で整理をし直した中身を前提といたしまして、先ほど申し上げた仮単価の数字の中に盛り込ませていただいているところでございます。

続きまして、少し資料が飛んで恐縮でございますが、資料2「利用者負担について」をご覧いただきたいと思っております。

1ページ目をおめくりいただきますと、「利用者負担のイメージの位置付けについて」ということで説明がございます。

一番上の○にございますが、新制度の利用者負担につきましては、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めるということで、いわゆる応能負担といった形で設定されているわけでございますけれども、現行の利用者負担の水準をベースにいたしまして、国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めるということになってまいります。

国が定める水準というのは、公定価格と同様に最終的に27年度の予算編成を経て決定するわけでございますが、やはり新制度の準備ということを考慮いたしまして、今般あわせてお示しするものでございます。

国が定める水準は、国庫負担金あるいは都道府県の負担金の精算基準という位置づけとな

ってまいりますし、現行の私立の保育料設定を基礎といたしまして、教育標準時間認定の1号給付につきましては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して、また、保育認定を受ける2・3号の子どもにつきましては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮してそれぞれ水準を設定させていただいております。

※印にございますように、国が定める水準につきましては、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設、事業の種類を問わず同一の水準ということにさせていただいております。

2ページのところが「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）」ということで、1号給付の子どものものでございます。これにつきましては、左側に現行の水準、右側に今般設定する水準ということで書いてあるわけでございますが、現行の利用者負担の水準を基本として定めるということにさせていただいております。

なお、右側のほうの欄の一番下に※印で書いてございますが、「現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる」という対応をさせていただくということにしております。

3ページのほうに行きまして、こちらが保育認定を受けた3歳以上児の関係でございまして、2号の給付の関係でございまして、

4ページのほうが満3歳未満の保育認定を受けた子どもでございまして、3号給付の関係でございまして、こちらにつきましても、現在の8区分によります応能負担の中身を基本的には踏襲させていただいております。保育標準時間認定を受けた子どもにつきましては、現行の利用者負担の水準を基本として、また、保育短時間認定を受けた子どもにつきましては、これまで0.7兆円の範囲で実施する質の改善の関係で整理いただきました内容に従いまして、保育標準時間認定を受けた子どもの1.7%分を軽減した額といった形に整理させていただいております。

なお、所得の8区分につきましては、所得税額ということで区分しておりました部分につきまして、今般、市町村民税額といったことを基準にするということでございますので、その分につきまして、所得割課税額といった形に置き直させていただいておりますが、実質的な世帯の経済状況の水準につきましては同じ程度のものということで、置き直しをさせていただいているものでございます。

3ページが3歳以上、4ページが3歳未満ということで、それぞれ設定しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

とりあえず説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見を頂戴したいということで、それぞれ挙手をお願いしたいと思います。では、いつものように恐縮ですけれども、清原委員からよろしいですか。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

今回、非常に詳細な「公定価格仮単価表」が示されましたこと、あわせて「0.7兆円の範囲で実施する事項を反映させる前の仮単価表」が示されたことに大いに感謝いたします。大変な作業量であったと推察いたしますけれども、そのことによりまして、おかげさまでかなり具体的な公定価格のあり方が仮単価表として示されたと思います。

1点目、「子ども・子育て支援新制度の施行」について、まず御質問をさせていただきます。その後、「公定価格」と「利用者負担」について、幾つかの意見を申し上げたいと思います。

ただいまの説明の冒頭、資料1-1の1ページで非常に重要な問題であります「子ども・子育て支援新制度の施行時期」についてまとめられています。予定どおり「平成27年4月に施行する方針」が改めて示されたことは、自治体の一人として大いに歓迎いたします。

多くの自治体が基準の条例提案を9月議会に遅らせざるを得ない状況です。ただ、三鷹市は6月議会に向けて条例提案の準備を進めています。先ほど渡邊町長に伺いましたら、渡邊町長も6月に向けて準備を鋭意進めていらっしゃるということでした。

安心して施行準備を進めるために、平成27年4月に施行する方針が本日も示されましたことは大変重要な意味があります。6月議会に条例を提案する自治体であれ、9月議会に条例を提案する自治体であれ、条例提案の準備と並行して、市民の皆様や住民の皆様、事業者向けに新制度の周知を始めとして、支給の認定や施設事業者の確認、募集など具体的な準備を進めていかなければなりません。

そこで、いつも御出席いただいている岡田副大臣がお見えになりましたので、事務局ではなくて、改めて岡田副大臣に後ほどお話をさせていただきたいのです。すなわち、消費税10%への引き上げに係る政治決断は残されておりますが、今般政府として予定どおり平成27年4月に施行する方針をまとめられたことが資料1-1で示されておりました、改めて副大臣のほうからその方向性をお話しただければ、検討してきた立場としてはさらに安心ができるかと思えます。

次に、「公定価格」と「利用者負担」につきまして、いろいろありますが、時間の制約もありますので、4点に絞って意見を申し上げます。

仮単価表では質改善による仮単価の比較が示されまして、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業について、各施設、各事業とも総額で1割程度の増加になるということが本日の資料から確認されました。

この1割程度の増加というのは、新制度の施行に当たって大きな推進力になるものです。

各事業者が「質の向上」に向けて加算項目に取り組むことが大いに期待されます。また、基礎自治体としても、都道府県と連携し協力しながら積極的に取り組む事業者を支援していきたいと思っています。

そこで、1点目の意見なのですが、しかしながら、「地域区分」については、具体的な金額が示されますと、改めて地域区分による差、ちょっと言いにくいのですが、非合理的な差が

痛感されます。例えば保育所の定員81人から90人区分、保育標準時間認定の3号認定の乳児を比較いたしますと、東京都23区のような18%の地域は17万2,640円。東京都の多摩地域の10市が該当する15%地域では16万9,010円。12%の地域では16万5,370円。

残念ながら三鷹市がそう位置づけられております10%地域ですと16万2,940円。三鷹市と隣接する23区と比較して9,700円、近隣市と比較しても2,430~6,070円の開きがあります。これに加算部分での地域区分による差が生じますから、隣接市でありながら、ますますこの数字の地域の差が開きます。

この大きな差は全国各地で見られることと思いますが、自治体、事業者でどう対応していくか。自治体が増算するということを考えますと、独自の対応には大きな限界があります。もとななる国家公務員の地域手当制度の10年に一度の見直しが28年度に予定されております。遅くとも消費税増収額が満年度化する平成29年度には、社会経済状況の変化や生活圏域を考慮した公平かつ合理的な制度として運用されることを改めて強く要望いたします。

次に、2点目、「利用者負担」について申し上げます。今回利用者負担のイメージについて改めて示されました。現行の利用者負担の水準を基本として、現行の「就園奨励費」や「保育所運営費」による保育料設定を考慮した設定をしてくださいました。ただ、利用者負担の額は、最終的には国が定める基準を限度として、今年度後半に各市町村が定めることとなります。その利用者負担額は、保育所保育料では国基準額の4割から7割や8割まで、地域によって実は大きな開きがあります。国基準を超える部分は、御存じのように自治体が負担しています。新制度では幼稚園の保育料水準の決定も新たに加わります。保育園や幼稚園を通して適正な負担水準が望まれるところですが、利用者負担額の決定は、保護者の御理解を得ながら進めなければならない大切な作業です。

そこで、国の負担支援については、現行水準をベースということがもとになっているようでございますが、ぜひとも「現行水準を超える支援」をよろしく申し上げます。

次に、3点目、「自治体への支援」についてです。冒頭、多くの自治体が条例の提案を9月議会に先送りしたことを申し上げましたが、各自治体は改めまして市民への制度の周知、事業者の意向確認など、次年度の募集事務が本格化する10月以降に向けた実質的な準備を今からまさに進めなければなりません。どうぞ自治体の足並みが乱れないように、都道府県と国が連携をして適切な御指導、御支援をお願いします。

特に限られた期間の中で認定こども園へ移行するかどうかの意向確認を行うことが大きな責務となっています。前回の質疑の中でも、公定価格の仮単価をもとに運営経費を算定できるソフトウェアなどを検討されている旨の御回答をいただきました。限られた期間の中での的確な判断を事業者がされますよう、そのような支援をぜひともお願いします。

最後に、「居宅型保育事業」について申し上げます。地域型保育事業の中でも、新しい居宅訪問型保育事業については大変求められていたところですが、今回改めまして保育標準時間認定で1カ月当たり40万円を超えるかなり高い基本単価が示されました。実際にどのように運営していくかは、事業者の確保を始め、ほかの制度との調整もありまして、市町村にと

っては大きな課題です。

国基準の例示に慎重にこのように書かれています。「障害や疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」など、居宅訪問型保育事業については、具体的な運用についての目安が示される必要があります。このことにつきましては、事業者の皆様とともに、各自治体においてもさらなる検討が必要と思われます。大変求められているサービスですが、ほかの制度との整合性、それらを明確にしないと、金額が高いために誤解を生むおそれもあると思います。

以上、幾つかに絞って意見を申し上げましたが、冒頭お願いいたしました、岡田副大臣からこの間、施行日を確認されました経過、あるいは政府の思いについてお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

○岡田副大臣 今日は大変御苦労さまです。

消費者行政のほうを担当しておりまして、総理官邸で表彰式がありましたので遅れましたことをおわび申し上げたいと思います。

三鷹市の清原市長から御提案、確認の意味の御質問がありました。これは予定どおり平成27年4月に施行するという方針のもとで準備を進めていきたいと考えております。

そして何よりも心配なのは消費税10%の引き上げについての問題であります。政府といましては、この点も含めまして総合的に判断をしまして、来年度の予算編成においては政府の責任において適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○清原委員 どうもありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、また議事を続けさせていただきます。駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

意見書を出しましたので、そちらをもとにお話をしていきたいと思います。

まず、こうした非常に大変な作業を一生懸命やってくくださった事務局の方々に大変感謝を申し上げたいなと思っております。非常にキャパシティーが限られている中、恐らく夜分遅くまで頑張ってください、それが結実した内容なのではないかなと思い、本当に感謝の念が絶えません。しかし一方、今日が仮単価のある種の取りまとめということですので、言うべきことは言わなくてははいけません。そこを御容赦いただけたらと思います。

まずは小規模保育に関してです。特にB型の計算方法に関して疑義があります。事務局案をいただきましたが、一般の保育士が460万ということで加算されているのですが、B型の非保育士の年収が、200万円弱というふうに計算されているということをレクチャーの際にお聞きいたしました。かなり低いなと思って、これはどういう前提なのですかねというふうに聞いたところ、既存の保育所におけるパートタイムの保育補助要員の時給単価というものを援用し、小規模保育の非保育士のフルタイムの人の年収というものを計算していますという御

回答が返ってきました。しかし、これは適切ではないのではないかと考えております。

なぜならば、非保育士とはいえフルタイムで小規模保育の正規スタッフとして当たっているわけです。つまり、保育士と同じ作業をしています。同一労働、同一賃金ということを標榜している厚労省さんの計算の中で、資格を持っていないがゆえに二百数十万の差が出てしまうというのは、ちょっと首をかしげざるを得ないかなと考えております。

また、保育補助の人というのは、基本的にはパートタイムで朝とか夕方とか、保育士が足りないところで手伝ってくださる方々を想定されていらっしゃるのですが、それで生活していくということは余り想定されていないところなのですが、小規模保育で働く非保育士さんというのは、それ単独で生活していこうという人たちなのです。ですから、そういう人たちが年収200万円弱という補助の想定ですと、ワーキングプアになりかねないということになります。国民のワーキングプア化を防いでいこうというのが厚労省のレゾナードルの一つだとは思いますが、厚労省がこうしたメッセージを制度によって出してしまうというのはいかがなものかということをごひい一度検討していただきたいと思っております。

まとめて言いますと、パートタイム時給をフルタイムにそのまま援用するというような計算方法ではなくて、正職員の平均値とか、ある程度そうした納得いくような数値を外挿いただいて計算し直していただけたらうれしいなと考えております。

また、小規模保育の賃借料加算についてです。賃借料加算を当初大体2万円ぐらいというところから、12人定員だと5万円です。先ほど10万円とおっしゃっていただいたのですが、それは19人定員の場合ですね。12人定員にすると大体5万円なわけです。12人定員というと、東京23区でいくと大体3LDKぐらいなのですけれども、それが平均すると家賃単価は約20万円ぐらいです。

ちなみに、19人になると、平米数で言うと200平米ぐらい必要になるので、30～35万、40万というレベルになります。それと比較するとちょっと少ないと言わざるを得ないと思えます。2万を5万に上げてくださったのは非常にありがたいとは思いますが、ただ、払う家賃は20万ですので、足りない部分というのは、恐らく23区の上乗せ独自補助というものを想定されていらっしゃるのだと思えます。しかしながら、それを前提にした制度になっているということは問題ないのかということをごひいお聞きしたいと思っております。

先ほど三鷹市長もおっしゃられました。自治体のほうで上乗せ補助をしようにもなかなか限界がありますねということをおっしゃられている首長さんもいらっしゃるという状況において、国のほうでそれを前提としてしまうというところに問題はないのかということをごひいお聞きしたいと思えます。

ここからはちょっとテクニカルな話になります。小規模保育の保育士率の計算についてなのですが、50%から75%といった場合、人数、頭数に掛け算しますので小数点が出ます。0.5人とか0.3人とかという人はいないので、そうした場合は切り下げで計算していいのでしょうかということ。1人に満たないので、そういう場合は頭数で計算することでもいいのですねという確認です。

また、自園調理の部分です。これは非常に細かいのですが、地域ごとになぜか減算率が変わっているのです。地域によって野菜の値段が違ふとかということによって減算率を変えていらっしやるわけでもないと思いますので、自園調理する、しないを沖縄と北海道で違いますねというのもしささかおかしな計算方法なので、もしかして私のほうで重大な何かを見落としているのかもしれないので、計算方法の根拠があったら、教えていただきたいなと思います。

また、同じように居宅訪問型の減算計算についてですが、「常態的に土曜日に行わない」という場合においては減算されるのですが、30%で減算されて、地域区分によって減算の率がまた違うのですけれども、もし土曜日にやらないのだったら、6日働く人が5日働くというだけになるので、そうすると、6分の1減らすということにしかならないはずなのですが、それ以上減ってしまったり、それが地域によって変わってしまったりというのは、計算ミスなのではなかろうかなと思います。

先ほど三鷹市の清原市長から居宅訪問型の単価が若干高いねというようなお話があったのですが、ただ、これは6日で計算されているので、1人の人に6日働かせるというわけにはいかないで、恐らく2人に6日間働いていただくという形にするということがまず1つあるかなということ。

あとは、40万円なのですけれども、これは看護師の平均給与が35万とかですから、そう考えると、看護師を実際派遣して障害児にマンツーマンというのだと、国の補助だけだと採算的に少し成り立たない部分があるのではないかなと思うので、これは後々使い方のモデルケースとかを自治体さんと一緒になってきちんと考えていながら、しっかり成り立つようなモデルをつくっていけばいいのではないかなと思っています。実際集団保育から排除されている子ども達を今、見ます。なかんずく障害を持った子、あるいは医療ケアのある子ですので、そうした子にきちんと保育の光が届くような制度を国、自治体、そして事業者が一緒になっていい方法を考えていければいいのではないかなと思いました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 済みません、これで退席させていただくので、2つ申し上げます。

1つ目が、2015年4月からの施行を消費税引き上げの時期とは切り離してきちっと確保するという方針を政府が表明してくださったことに非常に感謝し、高く評価したいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

もう一点は、認定こども園の価格の評価のところ、副園長・教頭の加算と、主幹保育教諭の基本額のところで、2・3号の子どものみの園については保育所と同様にするというふうにあるのは、これは1号の子が1人でも発生したら、急に加算や基本額を認めるということなのでしょう。これから地域が人口減、少子化で急速に変わっていく状況をにらんでも、かつてない状況に対応していくことを想定した制度にしていくことが子どもの施設においても求められていると思います。

また、何年も前の自民党、公明党の政権時から認定こども園、幼保一体で運営できるような施設を導入したいというのは地方の声であり、保護者の声であったと認識しています。

その中で、現段階では0.7兆円のもとでこうした単価にしておくというのは現実的な判断かもしれませんが、今後0.3兆超を確保していく中で、ここについてはもう少し検討を加える必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

今回の公定価格の仮単価の提示におきまして、現状の評価としては、消費税財源による個人給付としての成立や、地域型給付の有効性、また、現行ベースを水準にした公定価格の設定など、大変御苦勞であったと思われまます。

しかしながら、大きな問題としては、今、榊原さんもおっしゃいましたような形で、全体としての目指すべき方向性というのは今回よくわからなかったなと思うとともに、認定こども園のあり方とか、また、幼稚園型の認定こども園や保育所型の認定こども園というものが本来どういうものであるのかとか、そういうことが給付とどういう関係でなければならなかったのかということについては、一切話し合いが行われませんでしたので、今後の課題ではなからうかと思えますし、また、質の4,000億円の問題や妊娠期からの支援等についてもこれからの大きな課題ではないかなと思えます。

保育所としての問題点を今回3点挙げたいと思います。

1つは、現行の保育所が平成20年からの保育所保育指針、大臣告示という中で所長や主任の仕事がきちんとおこなわれているわけでありまます。そういう中でありながら、公定価格という中では、加算による扱いということはこれからも非常に大きな問題ではなからうか。全国2万4,000カ所という大きな施設が、その格付として所長や主任が加算でなければ要らないという施設というのは非常におかしいのではないかとすることを再度申し述べたいと思います。

2点目には、11時間体制の希薄さを現在でも感じています。現行の8時間に対して11時間は、現行の延長保育の基本分プラス非常勤の3時間というのを足したわけでございます。特に平成27年度からの移行は、現在11時間を保障されている子どもに関しては、卒園まで11時間を保障してはどうかという意見が出ているわけでありまます。

そうすると、11時間体制を単純に考えてみますと、8時間の勤務、現実的には1時間の休憩があり、9時間でありまますけれども、残りの2時間を2人ないし3人で行うというのは、施設の大小で相当の問題があるのではないか。いわゆる安全性の確保や危機管理という点で問題を起すのではないかなという思いでいるわけです。ですから、この8時間と11時間のことにつきましては、これから相当の配慮をしていただかないと、現実的な8時間の保育ということと11時間の差異というものについてはなかなか埋めきれない部分があるのではないか。その結果としていろいろな問題が起きるのは大変問題なのではないかと思われまます。

3点目は、今回相当努力をしていただきまして500億以上のお金を質という形で保育所を含めたいわゆる保育者に対する処遇の改善をしていったわけであります。つい最近のNHKの朝の7時のニュースにもありましたように、現実としては働き手がいなくて、賃金が向上していることにより、例えば介護であれば、ほとんど人が集まらない。また、皆様方も御存じのように、24時間行うような施設が東京都内でも50カ所、100カ所となくなっている。保育所を含めた形での保育士不足というのは現在でも非常に深刻なわけであります。

そういうことを考えたときに、賃金を上げることが全てではありませんけれども、賃金を上げることと全体としての働き方ということ、この公定価格が始まり、給付が一体化された中でも深刻に捉えてやっていかなければ、実際に児童福祉法の24条を含めた形で全ての子どもたちに対する支援を行うといったことがすぐに頓挫してしまう、そのような状況が起こらないこと、保育士不足の解消等も含めましてきちんと行うことが問題なのではないかと思えます。

最後であります。公定価格以後の論議といたしましては、危機管理、安全性の確保等につきまして、特に新たな施設においても必要不可欠な部分がたくさんあるわけです。また、清原先生のような条例そのものにはかかわりませんが、保育認定を含めた形での各施設への入所のあり方。

例えば2号認定・3号認定の利用の扱いについては、市区町村のほうに任せるような形を書いているわけです。それがあつる県や市町村では現行よりも厳しくなっていくのではないかと。現行の選択性がそがれたり、なおかつなるべく早目に入れるような仕組みを頓挫させていくようなことにならないように、そういうことも含めてお考えをくださればと思えます。大変御苦勞であったと思われまふことと、これからの大きな課題、また、保育所自体の問題点につきまして述べさせていただきます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 ありがとうございます。全国保育サービス協会の坂本でございます。このような膨大な取りまとめ、ありがとうございます。

まず、先ほどの駒崎委員の意見に賛成させていただきたいと思えます。「小規模保育B型の非保育者の年収前提の瑕疵について」というところです。フルタイムで働く人たちを200万円ということと計算されているとお伺いいたしましたが、きちんと正職員の平均値等から割り出していくということが大切なことだと思っております。

今、保育士不足ということが大きく取り沙汰されている中で、200万円の収入でも保育にかかわろうとする人たちがもっとさらに保育に大きく関与、貢献してくださることで、保育士不足の解消並びに保育の質の改善というところにつながっていくのではないだろうかと思えますので、まずこの点に賛成させていただきたいと思っております。

2点目です。居宅訪問型につきましても、きちんとした評価をいただいた算定だと思っております。

おり、大変感謝いたしております。その中で、実はもう既にある自治体で居宅訪問型保育については保育士のみに限るということで、事業者への説明をなされたということ为先週聞いております。しかしながら、これも保育士不足というところを考えたときに、保育士が居宅訪問型保育まで関与してくれるのだろうか。こうした制度はできたけれども、実際に利用者が利用できるような仕組みになるのだろうかというところでは多少疑問が残ります。

この会議において、保育の質を上げるという視点で研修内容や制度についての議論が幾つもなされました。そうした研修制度をきちんと確立させることによって、現在保育士でない方でもこうした居宅訪問型等の保育にかかわれるような人をつくっていくということが現状急務ではないかと考えます。国あるいは基礎自治体のほうでもう一度そのあり方を御検討いただければありがたいなと思っているところでございます。

以上、2点の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会、鈴木でございます。3点ほど意見を挙げさせていただきます。

まず、資料1-1でございます。家庭的保育者はこれまで保育士資格や勤続年数が全く評価されずに働いてまいりましたが、今回、加算部分1のところでは処遇改善費など加算がされて、保育所や認定こども園などの施設で働く保育者と同様に設定されていることを評価いたします。

また、資格保有者加算が設定されて保育士の資格を持っていることが評価されることは、保育者のやりがいにもつながりますし、資格取得を目指す保育者が増えることが期待できます。

食事の提供などについてですが、昨日セミナーを行いましたら、家庭的保育者は居宅で保育をしている者も多いことから、給食設備を整えていくことが必要になりますので個人の持ち出しではなくて、安心こども基金が今後も活用できるようにお願いします。

最後に、利用者負担についてです。昨年度、家庭的保育事業の利用者のニーズや意識について尋ねる調査をしたところ、約6割は希望した保育所に入所できなかった方たちでした。しかし、さまざまな項目で満足度が高く示された一方で、不満足な点の多くは保育料金や保育時間、給食など、保育所と同じではない部分に対してでした。今回、保育料金の体系が保育所と同じに設定されることは、保護者にとっても納得のいくことではないかと思われました。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

今回意見書を出させていただきましたので、それに基づくもの、また、総論的に述べさせていただきます。

まず、第1点です。今回、資料の中でも認定こども園関係として、管理者について、あるいは主幹保育教諭についてということで、公定価格の設定に対し申し上げてきた課題への対応が示されております。

資料1-1の33ページによるわけですが、①の管理者について、このような実態があるということにぜひお耳を傾けていただきたいと思います。それは何かというと、既存幼保連携型認定こども園というのは、認可幼稚園と認可保育所で構成されてきたわけでありまして、当然にそこには長が存在いたします。今回示された一体的施設においては管理者が1名であるというのは妥当なところだろうと思います。これについて否定するものではありません。しかしながら、現行の幼保連携型認定こども園には認可幼稚園の園長がおり、認可保育所の所長がいるという実態があるということを変更して申し上げるところでございます。

その場合に、みなし規定によって一体型施設になるとした場合に、2人の長をどうするかという問題を私たちが抱えているということについて御認識いただきたい。細々したことは書かせていただきましたので、それをお読みいただければと思いますが、国の認定こども園の発足に伴い、我々は平成18年度のいわゆる認定こども園法の発足以来、それを実践してきた者として、実は大変困っているということについて、まず申し上げておきます。

2番目は、今回新制度においてもいわゆる幼保連携型認定こども園以外の3類型が残されております。したがって、実施主体である市町村が今後認定こども園を認めていく、また、都道府県がそれを認定していくといった場合には、残された3類型の認定こども園も認定こども園として存続しているというような認識のもとで、そして市町村計画の中で需給バランスを考えていく上で、事業者がいわば4類型の中でしっかりと選んでいけるということをご希望いただきますように、それを市町村にさらに機会を見て御周知方お願いしたいということでございます。

3番目、実は現在、認定こども園に政府は数々の支援策を先行的にとっていただいております。私立幼稚園から認定こども園に移行するところは、それが大きな支えになっておりまして、これは大変私立幼稚園にありがたいことであろうと思います。

しかしながら、5年以内に認定こども園に移行して認可認定基準を満たすということが必要条件になっておりまして、これは今回の新制度における認定こども園が、ある意味まだ確定しない制度の中で見切りの事業としては考えていかなければならないという側面があったことも否めません。

その中で、今後認定こども園になるかどうかといったときに、場合によっては、交付を受けていた事業を実施していながらも、一度整備したようなものについて出された基金の補助を戻しなさいということになりますと、運営する基盤そのものに影響するということがあるわけではありませんので、その点での御配慮をお願いしたいというものであります。

同じような問題として、実は幼保連携型認定こども園を私立幼稚園がつくる場合に、学校法人が認可保育所を整備ということについては、認定こども園になるということが要件になっておりまして、これまでそれによって認可保育所と同様な整備補助金が学校法人に対して

出されていたわけです。それが今回の新制度によって認可保育所として独立するということになった場合に、同様なことをされますと成り立ちません。そういった同様な問題を抱えているということを申し上げさせていただきたいと思います。

また、今回意見書には書きませんでした。先ほど清原市長からあったとおり、地域区分について、現在検討している段階において、国家公務員の地域区分を適用するということについてはいたし方ないという部分で、現実的な対応を理解してきたつもりであります。その地域区分がこの国の実態と合っているかどうかについては、数々の委員さんも指摘されたところであり。これは国家公務員がいる、いないにかかわらず、その地域の状況の中で地域区分が考えられるよう、課題として残っているということを私からも改めてお願いしたいと思っております。

退職金のことについてもまだ残っておりますし、幼保連携型認定こども園では、学校法人と社会福祉法人、両方あわせて一体化するというので、1法人に選ばなければならないということについてもまだ残された課題が多々あります。以上のことが残された課題として政府関係者に御認識いただいているか否かというのを確認したい。

意見書に出した3項目もそうでありまして、地域区分のあり方、退職手当や法人一本化の問題等について、まだまだ検討しなければならない課題としてあるというような認識をいただいているかどうかを確認させていただきたいと思っております。

結びに、幼保連携型認定こども園、ここでは1号から3号者まで全ての子どもがいるフルの認定こども園を私は指しますが、それが今後のより質の高い教育・保育施設として明確に位置づけられるということが大切なことだろうと思っております。

その認識のもとで、財政的にも優位に保障されることによって、この国の小学校就学前に教育・保育の質、レベルアップができるのだということを訴えたいと思っております。

そして、そのことを政府並びにこういったものにかかわる皆様にぜひ御理解いただき、これまで認定こども園を実践してきた一人として、また、そういった方々を抱える団体の長としてお願いし、発言をおしまいにします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表理事の古渡です。

今回、公定価格の仮単価表ということで、事務局の方々、本当に御苦労さまでございました。今回、33ページに書いてありますように、認定こども園に関する機能に対して評価していただいたことに非常に感謝申し上げたいと思っております。

新幼保連携型認定こども園という考え方を今後どういうふうに説明していくかというのは、これから大きな課題だろうと思っておりますが、認定こども園の進化として考えれば、非常に大事なテーマだったのだろうと考えております。そういう意味では、今回いろんな点で御配慮いただいた観点に対しまして本当に感謝申し上げたいと思っております。

なお、前回、イメージという観点の中で認定の取り下げ等々の話を出してしまいましたけ

れども、今回、正確にいろんな意味で表現していただいたことで、逆に認定こども園の促進につながるのではないかと考えております。まことにありがとうございました。

実は今後の問題という観点で2点ほどお話しさせていただきたいと思っております。

本日、利用者負担ということで新たに資料を出していただきました。幼保連携型認定こども園と申しますのは、1号、2号、3号、全てのお子さんを対象としています。そうしますと、幼稚園なら1号認定、保育所なら2号・3号認定だと思うのですが、両方の認定の子どもがいますと、利用者のほうから見ると、若干保育料の単価の差が目映ってしまうような気がします。

それはどういうことかといえますと、保護者のほうは税金がどうのこうのよりも、時間で保育を見ている部分が結構あります。その辺を今後どういうふうに説明していくかというのは1つ大きな課題だろうと思っております。ですので、施行までまだ時間があると思うのですが、1号認定の子ども、2号・3号の認定の子どもの保護者のほうにも説明できる材料、正確な情報を出していただければと思っております。

2点目に、今後の課題という観点で、各委員から今後の認定こども園のあり方について、高い評価を受けていると思いますが、見直しの期間、例えば5年先とかあると思うのですが、その中で認定こども園の社会的地位というか、その実績を確実に積んだ中で、ぜひ高い評価をいただければと思っておりますので、その節には皆様、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会、北條でございます。各委員から御発言がありましたように、本日に向けて事務局の皆さんの御苦勞を私も目の当たりにしておりました。大変な御苦勞に感謝をいたしたいと存じます。

とはいえ、この問題は、もとを正せばここにいらっしゃる方々の責任ではない。前政権が大風呂敷を広げてめちゃくちゃなものをやろうとした、そこからスタートしたわけですし、その置き土産として現在も大変問題が残ってしまっているということは否めないと思っております。

資料1-1「公定価格の仮単価について」の1ページでございます。私ども幼稚園の団体も27年4月1日に向けていろいろな準備を進めていかなければなりません。そのことについて、このたび一歩強い意志を表明していただいたと思っております。

しかし、先ほど他の委員の方から消費税10%の問題とは切り離しているという御発言があったわけですが、本当にそうなのでしょうか。そうであれば、1ページのところは書き直していただかなければいけませんし、また、子ども・子育て支援法の附則も書き直さなければいけないということになると思います。この規定のもとで国として大きな決意を込めて少しでも早く実現に向けて動く、こういう理解だろうと思っておりますので、念のため御確認

をいただきたいと思います。

次に、この資料の3ページのところです。今まで余り気がつかなかったのですが、(1)の3行目のところに「利用定員別」という言葉が出てまいります。これの意味するところがどうも腑に落ちません。4ページ以降、「定員区分」という表現があるわけですが、ここに「利用定員」という言葉を使ったということの意味に疑問を持っております。

と申しますのは、定員と実員という問題が1つあると思います。定員と実員の問題をどう考えるのか。定員内の実員というふうに普通は考えるのだらうと思いますが、ということであれば、そういうふうに決めていただければいいわけです。

そうしますと、定員超過の扱いはどうするのか。運営基準のほうに「定員遵守」という規定もございますので、定員を超過した場合は、当然減算の対象になるわけでありまして、その減算の仕方についても示していただく必要があると思います。

ただいまの「利用定員」という問題と、ずっといろいろなところで使っている「定員区分」という問題であります。なぜここにひっかかるかと申しますと、認定こども園の単価表の適用のところの御説明で、180人定員の幼保連携型認定こども園、120人が1号定員で、残り60人が2号定員という例が示されまして、その折、単価表は120人規模の1号の単価表と60人規模の2号の単価表を引っ張ってくるという御説明でしたが、これは誰が考えてもおかしいし、間違った御説明だと思います。

単一の施設であれば、定員は1つであります。その定員のもとでの利用ということになります。仮にただいまのような1号、2号ごとの小さい数字で、高い公定価格を引っ張ってくるのだとすれば、年齢区分というものもあるわけですから、年齢区分によっても、3歳と4・5歳は分ける。そういうことが必要になるわけですが、そういうことはしていないわけですので、この定員の適用の仕方というのは間違っていると思いますので、訂正をお願いしたいと思います。

次に、認定こども園の公定価格につきましては、全ての認定こども園についてこれを適用するというようなことではございますが、1つ問題だと思うのは地方裁量型の認定こども園でございます。地方裁量型認定こども園につきましては、幼稚園の認可も保育所の認可もともに認可がないというのが前提であります。

であるとするということでは、現行の認定こども園法では、地方裁量型認定こども園に対しては、国費は投入していないはずであります。

それをこのたび、何の認可も持たない地方裁量型に国費を投入するというのは、重大な変更であって、このことについて、今日までただの一度も議論がされておきませんので、こういうことをなさるのならば、丁寧な議論をして、その後に国費を投入していただきたいと思っております。

次に、利用者負担でございます。

1ページの2行目「国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる」、これはこのとおりでございます。公定価格については、お名前を出して恐縮ござ

いますが、先般、岡田副大臣からも公私同額であるということを明確にお示しいただきまして、大変ありがたいことだと思っております。

伺いたいのは、「国が定める水準」ということです。国が定める水準というのも、公定価格が公私同額ならば、当然国が定める基準は公私同額であるという理解でよろしいのだと思いますが、その点の御確認をお願いいたします。最終的に市町村が決めるというのはそのとおりでございますから、それはそれで結構でございます。

次に、2ページで1号子どもの利用者負担が示されているわけですが、このたび、公定価格との関連で利用者負担が定められるということになるわけです。まず、一貫して子どもがお願いをしておりますことは、公費負担の公私幼保における平等の担保ということでございます。2ページ以降のところでは示されているものは、利用者負担として公費の投入割合というのが公私幼保で平等になっているのかということなのです。平等になっているということだったら、それで結構でございますが、これを見ると、どうも平等ではないというふうには見えます。

どういうところに疑問があるかということですが、2ページの1号子どもの利用者負担が、公定価格のあり方との関係で言えば、2号・3号の利用者負担に比べて高過ぎるケースがございます。このページで言うと、特に①、②、③の階層の方々の利用者負担が2号・3号に比べて高過ぎる。こういうふうにやってしまったら、これは平等とは到底言えないと思いますので、この点については、平等の観点、公費負担割合を同率にするという観点から見直しをしていただかなければならないと思います。

次に、3ページ、4ページに2号・3号、保育標準時間、短時間のそれぞれの利用者負担額が示されております。

まず、3ページでありますけれども、保育標準時間と保育短時間とで利用者負担額の差が幾ら何でも小さ過ぎませんか。保育の必要性の認定の際に附帯意見というのを一体として定めたわけでございます。ここでは必要な範囲において利用するということであって、短時間の方々が8時間べったり保育所を利用するということではないということが明確に確認されたはずですが、であるならば、保育標準時間と保育短時間の方の負担額の差というものが余りにも小さ過ぎます。これは保育短時間の方々に8時間べったり保育を受けないと損してしまいますよと言っているようなものです。これは附帯意見との関連で見直しをしていただきたいと思っております。

次に、4ページでは3号子どもに対する公定価格というのが別に示されているわけです。ところが、ここで示されております3号子どもの利用者負担額というのは、公定価格上は2号と3号は相当大きな差があるにもかかわらず、利用者負担額の差は極めて小さい。これはおかしくないでしょうか。

ただし、この点に関しては、現行の保育所の利用者負担額との絡み、今よりも高くなならないようにという御配慮のもとにこういうことになっているということならやむを得ないと思っております。やむを得ないと思っておりますが、このたびは仕組みが変わって、公定価格との絡みで利

利用者負担額を考えるわけですから、そういう観点に立てば、これもおかしいです。今回やむを得ないということであるならば、今後の検討課題としていただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。

まず、3点ほどお願いをしたいと思います。

私立幼稚園が27年4月に移行するに当たりまして、私ども現場としましては、仮単価や私学助成を比較しての経営判断、あるいは保育料の変更、さらに保護者や理事会などへの説明、募集手続などを考えますと、時間的に非常に厳しいと考えております。そのためにも、仮単価が決まりました場合、市はできるだけ早く、かつ正確に保護者や各園に説明することがとても大切なことであると考えています。

また、先般、移行時期は来年度に限らず、いつでも可能という事務連絡を出していただきましたが、私どもにとりまして本当にありがたいことで、よく考える時間をいただきましたことに感謝しております。また、国で決まりました配慮についても、現場でその運用が徹底できますようお願いをしたいと思います。

次に、私立幼稚園の支援体制の整備についてです。私立幼稚園にとりましては、立派な資料を頂戴いたしましたけれども、全く新しい世界でありますので、公定価格等についてのシミュレーションはなかなかできません。こういう資料をいただいても、では、我が園はどうかのだろうと言われたときに本当に難しい部分があります。そのシミュレーションができますソフトの提供、国が主導した形での各地域での丁寧な説明会の実施をお願いしたいと思います。さらに、国、地方自治体が私どもの疑問点とか質問に速やかに相談、対応する体制を整備してほしいと思います。

その上で、今後各園がシミュレーション等を行っていく中でさまざまな課題が浮き彫りになってくると思います。そうした課題に真摯に対応し、必要なものは予算編成過程で調整し、最終的な本単価の設定を行うようにしてほしいと願っています。

利用者負担についてです。2号認定で保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額と、幼稚園で預かり保育を利用する子どもの利用者負担額をぜひ同額にしていきたいと思います、あるいは格差を最小限にしていだけるとありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

私のほうから意見書を出させていただいておりますので、御参照ください。

これで三度目の質問と意見なのですが、社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、再度御質問させていただきます。前回の質問に対して御回答いただいたわけですが、全く理

由になっていなく納得できなかったために再度質問させていただきます。

前回3点を理由として挙げられました。

まず、1点目です。この共済制度があるのは良質な職員の安定確保と福祉サービスの向上、また、福祉事業であるからというような御回答をされましたが、社会福祉法人以外の事業者がやっている保育所も全く同じ社会福祉事業でございます。また、そこに従事している保育士さんたちは全く同じ仕事をやっているわけでございますので、ここを差別する理由にはなりません。

2点目が、社会福祉法人が株式会社に比べて事業規模が小さいから、その補填的な意味でこういった制度があるのだというような御回答だったと思いますが、一般的に株式会社と言うと大企業をイメージするわけですが、こちらに書いてございますように、日本の株式会社の99%は中小零細企業でございます。保育所の運営費が年間1億円とすると、零細企業と比較してはるかに大きな事業体であるのは間違いありません。また、社会福祉法人といっても大小さまざまです。1施設しか運営されていないところもあれば、数十カ所の保育所を運営されて、法人全体としては数百億の収入があり、また、数百人を抱えていらっしゃるような大規模な社会福祉法人もあります。そういった大きな法人がありながら、一概に株式会社と比べて事業規模が小さい、そういった御回答は全く納得ができません。

保育所の収入は一定でございますし、我々は最低基準にのっとって経営をしておりますので、経営上の裁定が働きにくい事業体でございます。そういった事業体にとっては、法人規模よっての競争の優位性、つまり、大きな法人であるから競争が優位だということはございません。決められた収入の中で我々も職員の処遇のためにこういった退職金の積み立てをしているわけでございます。

3番目が、企業の場合は、福祉医療機構に代わって、中小企業退職共済制度という制度があるという御回答をされましたが、例えば10年間勤務した職員の退職金をこの制度と比較いたしますと、社会福祉法人の場合は、掛け金が大体1年間4万5,000円弱、10年で45万円の掛け金に対して、退職金が168万円。これは退職時の本俸月額25万円を想定した場合です。一方、中小企業制度の場合は、57万円程度の掛け金に対して、退職金がたった63万円。全く制度として違います。余りにも不公平過ぎます。

ちなみに、社会福祉医療機構のご案内によりますと、最高額は通常の従業員ではなくて、恐らく経営者クラスの場合で、掛け金が220万円程度に対して、支払い額が2,160万円ということで、約10倍の退職金が支払われる。これは余りにも制度が違い過ぎます。余りにも不公平過ぎると思っております。

そんな中で、質問がさらに2つございます。

1つ目です。社会福祉法人と同じようにその他の法人、NPOや株式会社で従事している保育士においても福祉医療機構のような制度を適用していただきたい。それができるのかどうか。もし法的に難しいということであれば、今回の質の向上の予算の中から割り当てていただきたい。これが1点目でございます。

2点目は、先般、私は保育士さんの採用フェアというのに行ってまいりましたが、そこで幾つも保育所を運営されている社会福祉法人さんがこの共済制度をパネルにして全面的にアピールされていました。つまり、社会福祉法人の従業員になったほうがあなたにとっては有利ですよということを学生さんにアピールして勧誘されていたわけです。

このような不公平な制度をいつまでも続けていくというのは納得できません。本来なら社会福祉法人以外の従業員にもこういった手厚い制度が適用できるようにしていただきたいのですが、どうしてもできないというのであれば、平成18年、介護保険における民間とのイコールフットィングの観点から、介護保険制度に関しては廃止になったのと同じようにイコールフットィングの観点から廃止にしていきたい。もしできないというのであれば、介護保険制度と保育の制度との整合性をお答えいただきたい。

以上、2点の質問ですが、大きな問題でもありますので、この場で厚生労働省の課長の立場で全部をお答えいただくのではなくて、できれば一度省内に持って帰っていただき、しっかりと検討した上で、この整合性及び合理性についてお話をいただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 今回取りまとめをしてくださった内閣府の事務局に厚く感謝申し上げます。

今回の子ども・子育て会議においては、必要とされたのは1兆円超ということですが、現在、0.7兆円を前提にして話が進んでおります。それ自体はしようがないとは思いますが、0.7兆円が固定化されないように強く求めていくところです。

消費税が10%に上がるということは、国民の負担も当然増すことになりまして、特に低所得層に対してはその負担割合が大きくなっていきます。

現在、10%に上がった際、軽減税率なども検討されているということですが、そのような場合、なおのこと、夫婦が共働きをしながら増税をある意味乗り越えていくということが策としては強く求められます。そういった観点から増税された際にしっかりと財源を確保できるように強く望むところです。

また、駒崎委員が指摘された非保育士の年収の問題です。あと、先ほど山口委員からも指摘されたような退職金の問題。不安定な雇用が増えていますので、非正規雇用も増える中で、安定した雇用というのが1つ重要なテーマとなっております。そうした環境がしっかり提供されるように、そうした格差を新制度によって是正していこうということをもっと考慮していただけるように強く望むところです。

利用者側の負担ということ言えば、今回、認定こども園、保育所、幼稚園、それ以外にも小規模保育など、さまざまな制度が複雑に存在するという状況になりますので、利用者側がしっかり活用しやすい、目に見えてわかりやすい制度に設定していただければと思います。

例えば公立の幼稚園と私立の幼稚園は、現時点では差があつたりしますが、そういったところもなるべく是正できればと思います。最終的には自治体が決めることだと思っておりますが、

そういったことも利用者の観点から埋めていけるようにしていただければなと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 まず、皆さんからもお話があったように、このたび仮単価表が示され、標準的な例示もされました。これまでの議論に即して内閣府、関係省庁の皆さん方がこのような形で示してくれたことに敬意を表したいと思っております。

そのような中で、今日新しい制度の施行時期が示されたわけであります。先ほど北條委員からも指摘があったわけですけれども、我々自治体27年4月を前提として、またこの会議の議論もそうですが、国民に対する情報開示もそのような形の中で、これまできているわけです。

来年の4月に施行するという方針のもとで取り組むのだという姿勢を片方を出して、もう一方では、消費税を10%に上げるということについては総理が決めることだからどうなるかわからないという曖昧なことでは、我々自治体としてはなかなか理解しがたい面がある。

これは不足している0.3兆円の財源確保もそうですけれども、消費税を10%に上げることに對する国民的な理解をきちんと得ながら、施行が目の前に来ているわけですから、総理、また政府として方針づけをしていただきたいということをまずお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、公定価格の仮単価が示されたわけでありますが、私ども小規模の町村サイドでは、仮単価の地域区分とか定員区分によってそれぞれのシミュレーションをしていくと、10%前後単価が上がるということでの配慮はあるとは思いますが。しかし、具体的に事業所には公・私立あるわけですけれども、色々とやっていると、先ほど来意見があるように矛盾する点も出てくるのではなかろうかと思っております。その辺りは、これから施行まで仮単価を本決定するまでの間に色々な意見を拝聴しながら、それを反映させていくという事務方の御配慮をお願いしておきたい。

我々町村の場合は余りそういうケースはないと思うのですが、都市部や中核市、特例市といった、多様な事業の選択肢がある地域においてはそういうことも往々にしてあると思うのです。その辺のことの御配慮をいただきたいと思っております。

3点目は利用者負担の件であります。これは先ほど清原委員からお話がありまして、清原委員も言葉を濁しましたが、私も地方分権の観点から考えますと余り言いたくないのですけれども、国は利用者負担の基準を示すのみで、最終的な額は市町村の裁量によって決まります。国の基準の7割から8割くらいにほとんど全国の市町村が利用者負担を設定していると思うのです。そういうことをわかっていながら、国であえてそれ以上の単価を定めておいて、それをあくまでも市町村の裁量に任せて、住民サービスの一環だからと言えはそれまでなのですけれども、全国的に考えた場合、いわゆる利用者負担格差というものがある感じがしてならないのです。自治体の立場、分権の観点から言いますと、少し矛盾

するのですけれども、矛盾を知っているながら、そういう状況はどうかということで、あえて私は申し上げたのです。

国である程度必置規制でやるというのはちょっと矛盾があるのですけれども、絶対的な格差のない、全国どこへ行っても1号、2号、3号の色々な選択がある中で、保護者の皆さん方が安心して利用者負担を公平に負担し、公定価格と利用者負担のバランスがきちんとなされている。そういう考え方に基づいてこの制度をきちんと確立してほしい。これは希望的観測も含めて申し上げておきます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、荒木委員、お願いします。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

このたび膨大な量の資料作成に当たっていただいたことに敬意を表したいと思います。このような仮単価表が出されたことで準備が進めやすくなったのではないかと思います。

仮単価表の比較というところでも約10%オーバーという増が見込まれているというところもわかりやすいですし、保育料設定の利用者負担のところは、現行を基準として考慮してというところでは利用者が迷わないということになるのかなと思います。

来年度の入園手続きが秋に迫っておりますので、現在あるいは近々利用しようとしている人たちが不安にならないようにということを願うところです。

ここは私の意見で、視点が違うかもしれませんが、この子ども・子育て会議のところで「全ての子どもの最善の利益」ということが基本指針の中で考え方としてうたわれてきて、質を問うということは、今後の課題として大事にしていかなければいけないのかなと思っています。人手不足や待遇改善ということが価格のところでも出てきていると思うのですけれども、現場で働く教員、保育士が生きがいを持って長く続けられることが大切だと思います。

今日、区内の新採、4月に大学を出たての若い先生が、開園記念日なので勉強させてくださいということで、見学しながら学ぶ機会を欲しいと言って私の幼稚園に来たのです。この2カ月の間でどう？と言ったら、最初は大変だったけれども、毎日子どもたちと接している中で大きく成長を見出して、本当に楽しい仕事についた。苦労はあるけれどもうれしいというような感想をくれました。

資格取得者が長く続けられるようにということは、養成校で学ぶ学生にも影響するかと思いますし、その人たちが意欲を持って一生働くものとして学び続けられるように。そういうことが将来の人材確保にもつながるのかなと思いますので、ぜひ質ということ。子どもたちにとっては人生で初めて出会う先生だと思いますので、そのことを今後の課題としてそれぞれの立場のところで高めていかなければいけないのかなと思っています。

ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

私も意見書を出させていただいております。皆さんがおっしゃっているとおり、このように公定価格の仮単価が示されまして、来年春より新制度のスタートへ向けて各自治体の動きも活発化していくのではないかなと思っております。

今日皆様から仮単価についていろんな御意見が出てまいりました。初めての制度のことですから、いろんな立場の皆さんからの御意見を踏まえて、不具合等があれば、その疑問等に丁寧な答えていって、修正を加えて最善のものにしていただきたいと思いますなと思っております。

私は、公定価格に関わらない分野の事業をしておりますので、できますれば地域子ども・子育て支援事業の補助単価についても、次の機会にはぜひ検討いただきたいと思いますなと思ってるところです。

さて、意見書なのですけれども、公定価格の仮単価が示されたことで、自治体は本当にスピード感を持っていろんなことを進めなければいけないと思います。

さらに、本年度は消費税が8%に上がったことから、既に保育緊急確保事業3,000億等、これからも補正を含めてこれを十分活用して、4月になるまでいろんな準備を進めていくことができます。これは保育の量、質の拡充のみならず、地域子ども・子育て支援事業にも使える予算ですので、先行して取り組んでいただきたいと思いますなと思っておりますし、それをぜひ国のほうも後押ししていただければなと思っております。

また、今、子ども・子育て会議でいろんな議論がされていると思います。ニーズ調査を踏まえて、出てきた数字をどう理解して、どう評価して、計画づくりをするのか、とても重要な年ではないかなと思います。

日本創成会議・人口減少問題検討会の発表というのがゴールデンウィークにありましたけれども、未来に向けて非常に危惧されるような内容だったと思います。ぜひこのことを踏まえて、各地域、結婚、出産、子育ての希望が叶えられる社会になっているかどうか、子ども・子育て会議でも一緒にディスカッションしていただきたいと思いますなと思っております。

ここに3点ほど入れさせていただいております。ニーズ調査の結果、多分0歳児の保育のニーズが高く出ているとか、一時預かりとか、放課後児童のところが出ていると思うのです。そういったところをしっかり見ていただいて、議論を丁寧に行っていただきたいと思いますなと思いません。出てきたニーズの背景にある理由を踏まえての対策、行動計画というのがとても大事ではないかと感じております。

2つ目としては、子育てのいろんな課題というのは先送りにされがちで、今、必要な支援というものを積み重ねていかないと、どんどん先送りにされるのではないかなと思っております。ぜひ子ども・子育て会議に参加している当事者委員、公募委員の意見を尊重して、スピード感を持って計画づくりに反映させていただきたいと思っております。

また、先週の土曜日につぼん子育て応援団でアピール文というのをつくりましたので、

添付をさせていただきました。ご覧いただければと思っております。

どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、葛西委員、お願いします。

○葛西委員 公益社団法人日本助産師会の葛西と申します。

1点お願いいたします。子ども・子育て会議ということで、保育士の不足ということが取り沙汰されております。例えば「准保育士」といった言葉も少し聞こえてまいりました。私は、看護職ということで、助産師、看護師、保健師という中で働いておりますけれども、いろんな資格というものができるといのは余りふさわしくないと思いますし、教育の問題というのが急務だと思っております。教育の内容、方法、そういった教育機関というのは複雑にならないように、育成という点ではぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、柏女委員、お願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

今回、2015年4月から新制度を始めていくというふうに御決断されたことにとても感謝を申し上げたいと思います。この子ども・子育て会議には、いわゆる障害児支援のステークホルダーが含まれておりませんので、その視点から今日は意見を申し上げさせていただきたいと思います。

2015年からこの制度が動くことがなぜ望ましいのか。それは2015年度から第4期の障害福祉計画が始まるということです。5月15日にそのための基本指針が国のほうで出されました。その基本指針の中に初めて障害児支援について都道府県や市町村が計画を策定する、つまり、必要量を決めて、そして計画、整備業務などを決めていくための努力義務が規定されたということです。これが一緒に同時並行的に進んでいく根拠ができたということは、とてもありがたいことだと思っております。

そういう観点から4点の意見、そして2点は要望みたいな形になりますけれども、お話をさせていただきます。

まず、国のほうでは現在、障害児支援のための報酬単価改定の議論を進めております。私が今、委員長として進めておりますが、いわばこちらで今、行われている公定価格の議論ということになります。障害児支援の公定価格の議論と障害児支援における公定価格、つまり、報酬単価ということになりますが、その議論の整合性をとっていただきたい。すり合わせをしっかりと事務レベルでとっていただきたいということです。

例えば障害児支援の報酬単価が、こちらの新制度の公定価格に比べてかなり有利になるといことが設定されてしまいますと、障害を持った子どもたちも含めてこの新制度でできれば包含をしていく、包摂的な社会をつくっていくという理念が、障害を持った子どもたちがいわゆる障害児支援固有の制度に流れてしまう。それによって新制度から障害児が排除され

てしまうことが起こり得ないとは言えないということです。

特に現在では放課後等デイサービスがかなりの勢いで伸びてきています。聞くところによりますと、特別支援学級などが終わるころに、放課後等デイの車が校門のところは何台も横づけにされ、そして障害を持った子どもたちが、学校が終わるとすぐに放課後等デイの車に乗って放課後等デイサービスのところに行く。これは親たちのやむを得ないお気持ちからそうしたことが進んでいるということがあるかもしれませんが、そうすることによって、障害を持った子どもたちが放課後子ども教室や、あるいは放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブから結果的に排除されてしまう。そういうことが絶対にあってはならないと思っております。これは例の1つですけれども、しっかりと整合性を持った議論をしていただきたいと思っています。

2点目です。先ほどもちょっとお話が出ておりましたが、居宅訪問型保育は、障害児支援にとっていろんな可能性を持った制度になり得るということで、期待が集まっております。一方で、在宅の子どもたちで障害を持った子たちの場合は、医療的な管理が常時必要な子どもたちが結構いらっしゃいます。その方々については、いわゆる訪問看護といったような制度も活用しながら進められているわけです。

しかし、その場合、必要に応じて保育士による保育を届けていくことも必要ではないか。そうなると、居宅訪問型保育と訪問看護をうまく組み合わせることでかなり可能性が広がっていくのではないかと。そうしたことも含めて整合性というものを検討していただきたいということが2点目です。

3点目です。今のことも含めて、小規模保育等、地域型保育事業における障害児受け入れについては別途加算が行われるということになりました。

児童発達支援事業と小規模保育事業等々の並行通所など、子どもの実情と社会資源の各自自治体における整備状況、これらをあわせていろんな可能性が議論できるのではないかと思いますし、そういう自治体や事業者の創意工夫というものが生かせるような柔軟な制度構築をしていただきたい。もう一つは、少し先の話になりますけれども、好事例集をぜひ出していただきたいということが3点目です。

4点目は利用料に関することなのです。現在、幼稚園については、社会的養護関係施設の利用料が措置費の中に算入をされております。幼保連携型認定こども園においても、当然検討されていると思っておりますけれども、算入できるようにしていただきたいということ。

それから障害児の入所施設に入所している子どもの幼稚園利用、あるいは幼保連携型認定こども園利用等々についてもぜひ御配慮をお願いしたいと思います。

以上4点が公定価格についての意見ということになります。

あと2点はお願いです。

1点は、今後、内閣府のほうで公定価格等についての制度説明が自治体向けに行われていくのではないかと思います。そのときに今、私が申し上げた障害福祉計画と整合性を持った計画づくりをしてほしいということをお願いしたいと思います。つまり、新制

度でも障害関係に配慮した計画を策定する。障害福祉計画のほうは障害児支援に固有の計画になりますので、そちらのほうでも障害児支援についての計画を策定していただく。その両者がうまくかみ合っただけで初めて障害児支援が進んでいく。こうしたことを御説明の中に加えていただきたいというのが1点目です。

もう一点は、とても残念に思った件です。幼保連携型認定こども園教育・保育要領が4月30日に告示されました。その中で、障害を持った子どもたちの支援について、特別支援学校との連携が文章として書かれておりましたが、それよりももっともっと数が多く、かつ幼保連携型認定こども園のほうに専門家が出かけていく、本来の事業である保育所等訪問支援事業、あるいは児童発達支援センター・事業がこの要領の中に盛り込まれなかったこと。これはとても残念だと思っています。私もパブリックコメントを出しましたが、一顧だにされませんでした。とても残念だと思っています。

そのことをつけ加えて、私からの意見を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

今回、仮単価が示されましたことは、格別の御労苦に対して、まずもって敬意を表したいと思います。

いよいよ公定価格が示されました。それだけに、これまで積み重ねてまいりました議題の中で、まだ審議が尽くされていない課題が残っております。そこで、その疑問点について二、三お伺いをさせていただきたいと思っております。

まず1つは学級編制加算についてです。幼保連携型を始めとする認定こども園における1号認定こどもの学級編制と同様に、保育園についても、異年齢学級を除きまして、年齢別のクラス編制を実施している園には保育士を加配するための加算を認めるべきであろうと思っております。と申しますのも、保育指針解説書の中には、クラス編制とまでは申しませんが、組やクラスの記述が示されております。それだけに、この制度の整合性を保つ観点からも同等の取り扱いを行っていただきたいと考えております。

もう一点、チーム保育加算についてです。幼稚園だけではなく、保育所におきましても複数担任制を実施している保育園はたくさんございます。利用定員に応じチーム保育加算を認めることとすべきではないでしょうか。このことについても御検討を賜りたいと思っております。

年間を通じた学校教育、保育の提供についてです。保育園におきましては年間約300日の開所です。幼稚園におきましては年間約222日の開所です。その開所の差80日について、改めてどのようにお考えになっているかをお伺いしたいと存じます。

今回の公定価格の基本単価において、少なくとも幼稚園に準ずるような研究・研修等が保障されるようにすべきであり、現行の2日では余りにも格差があり過ぎると考えられます。

この点につきまして、改めてお伺いをさせていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

一通り御意見、御質問を頂戴いたしましたので、お答えいただきたい。

大臣からどうぞ。

○岡田副大臣 先ほど何人かの委員さんから御意見が出ましたけれども、今回の新制度は税と社会保障の改革法の1つとして成立をしたものでありますので、消費税と切り離してということではありませんので、清原委員の質問への私の答弁がそのように聞こえたとしたら、おわびを申し上げたいと思います。基本は消費税10%。10%につきましては、総理が最終的に判断をするということであり、仮に消費税率10%への引き上げについて27年10月実施と異なる判断をする場合には新制度施行のための財源確保が課題となるが、その点も含めて総合的に判断し、平成27年度予算編成において適切に対応することとしたい。仮にそういうことがあった場合、これは政府の責任においてやるということであり、先週の22日に党の部会でも今日皆さんにお示しした案についていろんな議論がありましたが、了承いただきました。その際にも、ここで0.7兆円でいいのだということにならないように、残された0.3兆超の財源につきましてもしっかりと確保するということで、森大臣も同じ考え方でこれから安倍総理に対して閣議の中でこういう発言をされていくのだろうと考えているところでありますので、先ほどの切り離しということだけちょっと御理解をいただければと考えております。よろしくお願ひします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○長田参事官 それでは、まず私のほうから総論的な御意見、御質問等に関してのお答えをさせていただきますと思います。

まず、清原委員から御指摘をいただきました今後の自治体が円滑な施行をするための必要な支援といったようなこと、また、関連をいたしますが、宮下委員から御指摘をいただきました事業者に対する国からの丁寧な説明なり疑問への対応ということでございます。既に4月の下旬ぐらいからそういった対応を始めておりますけれども、かなり短期間で膨大なさまざまな基準等の策定を進めてまいりましたので、それを単純に都道府県におろして、あとは都道府県でしかるべく市町村事業者に対応してくださいということにもなかなかまいらないだろうと思っておりますので、都道府県が主催される事業者向け、あるいは自治体向けの説明会に国としても、要請に応じて職員を派遣するというところで、今、既に手分けをして対応しておりますし、今後、仮単価を提示いたしますと、なお一層そういった御要請があるかと思っておりますけれども、可能な限りそういったことに丁寧に対応したいと思っております。

まだまだ不十分ではあるかと思いますが、5月の初めぐらいに事業者向けのFAQというものも策定いたしましてホームページに掲載しております。当然仮単価を出しますと、それ

にかかわるものについてももう少し充実を図っていくとか、それぞれの事業ごとの内容というものがまだまだ不十分なので、そういったこともプラスアルファをしていきたいと思えます。そういったことの充実というものを図りつつ、個別的な疑問にも答えていくという対応をしっかりやっていきたいと思っております。

それと関連をいたしまして、柏女委員から御指摘をいただきました障害福祉計画との整合性についてのお伝えということでございますが、ただそのことだけを抽象的に言って伝わるかというようなこともございますので、具体的に何をどういった形で伝えていくということがしっかりと御理解につながっていくのかということ、御指摘をいただいたことも踏まえながら今後の対応について考えていきたいと思えます。

○無藤会長 どうぞ。

○橋本保育課長 それでは、私のほうから御質問いただいたことについて、お答えをしたいと思います。

まず、駒崎委員のほうから、小規模保育の保育士の比率等の計算につきまして、御質問をいただいたかと思えます。端数が出た場合の取り扱いでございますが、具体的な計算方法と詳細につきましては、今後自治体や事業者の方々など、いろんな関係者の御意見を聞きながら詳細を詰めていかなければならないと思っておりますが、現行の保育所の制度におきます配置基準等の計算方法を参考にいたしますと、通常端数が出た場合には四捨五入という形で計算することが基本ではないかと考えているところでございます。

自園調理を行えない場合の調整の指数の点についても御指摘をいただいたかと思えます。これを調整する場合の考え方でございますが、食事の提供に係る調整率を計算するに当たっては、公定価格の中に含まれる食事に要する費用というものを減らした形で調整をするという考え方しております。「食事の提供に要する費用」というところが、調理員の人件費であったり、あるいは食材費であったりするわけであります。

小規模保育B型について、6人から12人までの定員区分のところで見ただけでいきますと、調整率は18/100地域と15/100地域については13/100という調整率、それ以外の地域については14/100という調整率になっております。

これは、地域区分が低くなるにつれて、その分公定価格の中での人件費の額というものが相対的に小さくなってまいりますので、結果的に相対的に公定価格の中に占める食事に係る費用の割合が高くなってまいります。地域区分のほうが高いところのほうは調整率が1ポイント高くなっているということは、そういう理由でございます。

あと、居宅訪問型のほうの減算、土曜日が常態的に行われない場合の調整の率についても同じような御指摘があったかと思えます。先ほど食事について申し上げましたと同様に、公定価格の中で土曜日の利用ということに特に着目した費用ということで、業務省力化と勤務条件改善費という部分がございます。あと食材費の部分もでございます。これの6分の1相当ということになってまいります、その部分というのが、地域区分による加算等は関係ない形になってございますので、その部分を減算した場合の単価差ということの基本をしてお

りますので、地域区分が違ってくると、周りの分の人件費等の単価の違いということに伴いまして、相対的にそここの調整率に若干の差が出てくる。そういう結果でございます。

榑原委員のほうから、認定こども園の給付の算定につきまして、2号・3号の定員のみの認定こども園についての整理は、先ほど御説明したとおりですが、1号定員がどういった形のときに1号のほうの算定ということが可能になるのかといったところを御質問いただきました。

いろいろな個々の要素につきまして、どのような算定要件により加算等を算定することとするかという細部については、これから本単価の設定ということに向けまして細部の検討をさせていただきたいと考えております。

坂崎委員のほうから、保育所の公定価格につきましての所長あるいは主任の問題、あるいは保育標準時間への対応の問題、あるいは処遇改善の問題等についての御指摘をいただいたわけでございます。

今回の全体の整理の中で、1兆円超の財源確保の中では可能になってくる部分もあるわけでございますけれども、0.7兆円の範囲の中で十分に手の届かなかった部分もあるわけでございます。そういったところ、これから先さらに財源確保をしながら充実を図っていく上での課題という認識で私どもとしても認識を共有させていただきたいと思っております。

溜川委員のほうから、地域区分の問題、あるいは退職金や1法人化の問題等につきましての課題認識ということについての御質問をいただきました。

地域区分のことにつきましては、清原委員からも御指摘をいただいたわけございまして、この会議におきましてもいろいろと御議論いただいた中で、ほかにいい手段がなかなか見つからないということで、国家公務員の給与の地域手当というところを基本に据えながら、支給対象外の地域につきましては、他制度との整合性等によりまして、複数の接しているところとの間で低いほうに合わせていくというやり方も併用しながらやっていく方法を取りあえず出しているわけでございます。

先ほどの御意見の中にもございましたように、平成28年度のところで国家公務員の給与の支給地域の区分について10年に一度の見直しが行われる予定でございますので、そういった状況がどうなるのかということを見ながら、子ども・子育て支援新制度の中での取り扱い等につきましても、また御議論いただく必要があるのではないかと考えております。

これまでの認定こども園につきまして、社会福祉法人と学校法人という異なる区分の法人制度の中でいろいろ御苦勞されてきた点、また、その中でそれぞれに適用される制度の違いということで御苦勞いただいているわけございまして、そういったものを極力不都合のないような形に合わせていく、あるいは1本の法人にするに当たって、そこで不利などが生じないようにするといったことにつきまして、私どもとしても税制を始め、さまざまな問題について課題の整理と解決ということに向けて努力しているわけでございますが、引き続きいろいろな細かい課題が出てこようかと思っておりますので、そういった点につきまして、私

どもとしても引き続きの課題ということで受けとめさせていただきたいと思っております。

北條委員のほうから、まず利用定員ということの意味についての御質問をいただいたかと思えます。

ここで「利用定員」と書いてございますのは、この会議におきましてもお取りまとめをいただきました確認制度の中で利用定員の設定ということについて整理をいただいたかと思えます。まさにこの制度は、子ども・子育て支援法に基づいて確認を受けた施設・事業者に対しまして、その利用定員というものに応じて給付を行っていくという仕組みなわけでございますので、この利用定員というのは、その確認制度の中で設定いただく利用定員ということの意味するところでございます。

まさに認可定員との関係で申し上げますと、基本的には認可定員の範囲の中で利用定員というものを設定していただくわけでございますが、そのときに例えば認可定員としては非常に大きな定員設定がなされているけれども、実際には利用状況が恒常的に空きがあるような状態であるとすれば、より少ない実態に合わせた形での利用定員の設定ということが想定されるわけございまして、その利用定員の数に合わせて、先ほどご覧いただきました仮単価表の中の利用定員の区分、定員区分というところに合わせてその単価を適用していただくということが念頭にあるわけでございます。

あと、定員を超過している場合の取り扱いでございます。先ほど御説明しました資料1-1のところでは申し上げますと、例えば幼稚園の部分で申し上げますと、4ページの上から2段目の一番右の部分に「調整部分」というところがございます。その一番右の項目のところでは「定員を恒常的に超過する場合」ということで、91/100という調整率がかかっているかと思えますが、こちらがまさに定員を恒常的に超過する場合の減額調整の仕組みということで御理解をいただきたいと思えます。

認定こども園の定員の設定の仕方についての御意見をいただいたわけでございますけれども、定員区分につきまして、保育所と幼稚園それぞれの実態に合わせて、保育所については170人まで、幼稚園については300人までということで区分しまして、それを17区分になるように整理をいたしました。認定こども園につきましても、幼稚園や保育所の単価と整合的なものになるようにそれぞれの定員区分に合わせて設定したわけでございます。

御指摘いただきましたように、認定こども園で1号、2号、3号の定員がある場合を想定いたしまして、1号から3号全体を通じた定員数の全体の規模に基づく定員区分ということになってまいりますと、個人給付ということの基本とするこの仕組みを前提といたしますと、幼稚園の機能に対応するコスト、保育所の機能に対応するコスト、それぞれきめ細かく評価するということが技術的には非常に難しくなってまいります。結果的にはそれが施設の経営に悪影響を与えるということも懸念されるわけございまして、このため、今回の仮単価表におきましては、1号定員の規模と2・3号定員の規模にそれぞれ応じた形で公定価格を設定するというところにさせていただいているわけでございます。

年齢区分についてもお話がございましたが、年齢区分につきましては、1号給付について

は3歳と4～5歳という形で分けておりますし、2・3号の給付につきましても、2号につきましてもは3歳と4～5歳の単価に分けております。そういった形で分かれているということを御理解いただきたいと思います。

地方裁量型認定こども園の取り扱いについてもお話がございましたけれども、これは子ども・子育て支援法の中での取り扱いといたしまして、認定こども園法に基づく認定こども園ということで、認定こども園の4種類の区分に関係なく、そういった形で法律上規定されてございますので、そういった意味では、これまで余り御議論いただいたことはなかったかと思いますが、法律上の整理は既にされていると理解しております。

利用者負担のところにつきまして、1号の利用者負担と2・3号の利用者負担、それぞれについてのさまざまな御指摘をいただいたかと思っております。利用者負担につきまして、先ほど御説明させていただきました資料2の中にある内容というものは、現行制度上の利用者負担を基本とするというところがまず大前提にございまして、現在よりも今回の新制度への移行により利用者負担が高くなってしまふことが生じることのないようにということを1つ前提に置きながら検討したものでございます。

これまで長い期間にわたりまして幼稚園の制度と保育所の制度というものは別々の制度で運用されてきておりますので、そのこの部分につきましては、横並びで見てみたときに必ずしも整合的でないと感じられる部分というものもないわけではございません。そういった点につきましては、これから先の課題ということで私どもとしても認識しているわけですが、さはさりながら、これをきちんと整合性のとれたものに抜本的に改めるということになってまいりますと、高いほうに合わせていくというよりは、低いほうに合わせていくという方向にならざるを得ない。その場合にはそこに大きな財源というものが必要になってくるわけでございます。

今般、0.7兆円あるいは1兆円超の財源ということにつきまして、質の改善等の議論をいただきましたが、保育や教育の質の向上ということに直接つながるような部分というものを最優先にこれまで議論いただいていたということもございまして、今回、利用者負担のところの軽減についての財源というところまで回っていないわけですが、将来にわたり制度を運営していくに当たりましては、そういったことも検討課題になってくるであろうということを申し上げさせていただきたいと思っております。

山口委員のほうから退職手当共済のことにつきましての御指摘をいただきました。社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人に対して適用されるものでございまして、これにつきましての考え方は、前回私のほうからお答えさせていただいたとおりでございます。先ほど委員のほうからいただいた御意見につきましては、省内の担当課のほうに伝えさせていただきたいと思っております。

橘原委員のほうから、学級編制加算、あるいはチーム保育加算、あるいは研究・研修についての要件、質の改善等につきましての御指摘をいただいたかと思っております。こういった点につきましてもより一層の改善をということで御意見いただいたものと思っておりますけれども、今、

さまざまいただきました御意見等につきましては、本日の資料1-1の2ページの一番下の〇に書いてございますように、まさにこれからこの仮単価表を見て、さまざまな関係者からさまざま御意見をいただくことになろうと考えてございますので、27年度の予算編成の過程の中におきまして、最終的に27年度に適用される本単価を確定させていく過程の中で調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○蝦名幼児教育課長 北條委員から御質問がありました、利用者負担の公立と私立の違いがあるのではないかといいるところですが、今回、施設型給付の公定価格あるいは利用者負担の基準については、特に私立施設については都道府県からそれぞれ負担金を得ますから、その精算の基準となるということで、これはぜひとも定める必要があるということでございます。

一方、公立施設につきましては、国が負担金を出すという仕組みにはなってございません。こういった意味からすれば、こうした基準というのは、国がお金を出さないのに定めるといことは難しいので、これを公立用として定めるということについてはいずれもしていないということで、公定価格、利用者負担の基準については、私立のものを定めるということにしています。

では、公立の扱いはということでありまして、国が公立向けのを公立専用として定めるといことに今回いたしません、こうしたものも踏まえながら、それぞれ自治体において設定をいただくということになるということでございます。

特に施設型給付につきましては、具体的にどれぐらいの費用がかかることになるのかといったようなこと。公立施設としての役割として考慮する必要があるのか、ないのか。公私間でバランスを確保する必要があるという点などにも御留意をいただいて、自治体にお定めいただくということになりましょうし、利用者負担につきましても、それぞれの市町村において現在、利用者からどういう形でいただいているのかという実態でありますとか、あるいは公立施設の役割、意義といったものにどういうものがあるのか。はたまた公私間のバランスといったこと。特にこの点については、今回は市町村から公立の場合も私立の場合も財政措置が行われるということもございますから、こういったことを考慮しながら、国の定める私立向けのを踏まえて考えていただくということになるだろうと考えてございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

何かございますか。

○北條委員 時間をかけて御説明いただいたのですが、納得できない点が3つあります。

順番に申しますと、幼児教育課長の今のお答え、大変申しわけないのですが、公定価格について国が定めるものは公私同額であるということは、この会議の中で言われたことと内容が違っておりますので、了解することはできません。

それからまた、保育課長から御説明がありました定員関係の問題であります、そういう

ことが通るのであれば、「定員区分」というところの表現の仕方を変えないと、今、保育課長さんがおっしゃったような利用定員だというふうには誰もとれませんから、ここは変えていただかないといけないと思います。

3番目に、公費負担割合の平等という観点について伺ったわけですが、明快なお答えがございませんでした。公定価格というのは、利用者負担額と施設型給付費との合計額だという公式があるわけです。ここでの公費負担割合というものが、どこもどこもぴったり一緒でなければいけないなどということは申しませんが、公立も私立も、幼稚園も保育所も認定こども園も公費負担割合というものは大枠としてそこそこ平等というふうにしなければ、今までこの会議でやっていた話と全く違うということになります。

今日は、本当は了解しないなどと言う気はなく参ったのですが、そのお答えが通ってしまうのであれば、まことに残念でありますけれども、了解しがたいと言わざるを得ないということでもあります。

○無藤会長 御指摘を受けとめましたけれども。課長からどうぞ。

○橋本保育課長 定員区分ということの意味合いにつきましては、認可定員と利用定員というところは、確かに北條委員がおっしゃるように、わかりにくいところがあるかと思います。確認制度上の利用定員というものを指すというところについて、趣旨の誤解のないようにこれからいろんな形で私どもとしても丁寧な説明させていただきたいと思っております。

あと、公費負担というところにつきまして、結局、公定価格を設定するに当たりまして、現在の保育所運営費、あるいは私学助成、あるいは就園奨励費、そういったものと各御家庭にそれぞれ御負担いただいているもの、こういったものをベースにしまして、現行の制度における保育所制度、幼稚園制度それぞれにおけるそういった公費の投入、あるいは利用者の御負担といった状況をまず現行ベースに置いて、それをほぼ踏襲する形で利用者負担のところを設定し、それに対して、追加財源の範囲の中で公的な財源投入を追加するという形にしたわけがございますので、おおむね現行の制度における公費、私費の中での御負担といったところの割合をベースに踏襲しながら今回の中身ができていくというところでお話をさせていただきたいと思っております。

○無藤会長 どうぞ。

○北條委員 了解できません。それでは今のままだということですから、このたびの新制度で一体何を改善しているのですか。全く了解しがたいお答えです。

○無藤会長 今の点は、時間もなくなってまいりましたので、次回もう少し説明していただきたいと思っております。

もう一つのほう。

○蝦名幼児教育課長 公立についての公定価格等でございますけれども、公私同額というようなことで御説明を申し上げたかと思いますが、恐らくその趣旨としては、公立専用のものであるのは今回つくる予定がない。「公定価格」と言った場合には、この世の中に私立に適用されるこの公定価格しかないということなんです。

ただ、公立についてどうなるかということについては、基本的に国が負担金を出していない。そういうことからすると、精算基準として私立のようなものは必要がないので、つくりはしませんけれども、実際各自治体においてそれぞれの施設の運営を考えていただく際に、私立の実態を踏まえた標準的な経費をもとに公定価格というものを策定するので、それと大きく違うということにはならないだろうと思いますし、違うということになるとすれば、それは設定する公立施設を所管しております市町村に説明責任が生じるというような整理になるだろうと思います。

○北條委員 それで結構です。

○無藤会長 ありがとうございます。

基本的なところの御了解と、一部まだ十分でないという御意見の部分は、次回もう少し詳しく御説明をするということにさせていただきます。

どうぞ。

○駒崎委員 今回でなくてもいいのですけれども、僕が御質問させていただいた件で、同一賃金、同一労働でちょっと違いますねという話はまたお答えいただけたら。今日はもう時間がないのでいいですが、非保育士の収入基準が違い過ぎるという分に関しては、またお答えいただけたらうれしいなと思います。

○無藤会長 わかりました。では、その点も次回ということでもよろしいでしょうか。

どうぞ。

○山口委員 山口です。

先ほど橋本課長のほうから担当課のほうにお伝えいただけるということでしたが、お伝えいただいた上で御回答いただきたいということでございますので、どうぞよろしく願いたします。

○無藤会長 そういう意味だと思っております。

幾つか宿題が残りましたが、よろしく願いたします。

どうぞ。

○溜川委員 申しわけございません。今、無藤先生の御発言の中で、御納得いく、いかないという部分があるようで、次回検討しますという向きの御発言がございましたが、合同会議としてということになるのかどうなのかということがちょっと残るものですから、そのところについてお伺いしておきたいと思います。

○無藤会長 では、次回の予定については後で申し上げます。

ということで、済みません、時間の関係で恐縮ですけれども、今日、公定価格、仮単価について御提示いただきまして、いろいろ御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。それについて事務局としての見解を改めて加えていただきましたが、それらについての今後の取り扱い、スケジュール等々について整理して、最後に長田さんのほうから願います。

○長田参事官 本日もさまざまな御意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。

これまでも繰り返し申し上げていることでございますけれども、公定価格の水準は、最終的には年末の予算編成過程を経て、予算との見合いでセットされるものでございます。そういう意味で、当子ども・子育て会議におきます御議論を十分踏まえさせていただきながら、最終的には政府の責任において決定をさせていただくものだと思っております。

また、新制度の施行準備を進めるために、これまで今月中を目途に事業者の方に公定価格の仮単価をお示しし、それを踏まえて、特に幼稚園の皆様に対する意向調査を6月には実施をしたいということで申し上げてきたところでございます。

そういったスケジュール感を踏まえまして、今回このタイミングで仮単価を提示させていただきたいと思っておりますが、この仮単価をお示しすることによりまして、今後、各事業者がそれを踏まえていろんなシミュレーションをされる。そうしますと、本日いただいた御意見のほかにも関係者からさまざま御意見が出てくるということも当然予想されるわけでございます。

先ほど来、橋本課長から説明したことの繰り返しになりますが、資料1-1の2ページにも書かせていただきましたとおり、本日の御意見、また、今後出てくるであろう御意見なども含めまして、27年度の予算編成過程を経て、年末から年明けにかけて平成27年度の本単価を決定する過程において必要な範囲での調整ということを図らせていただくこととしまして、次の作業ステップでございます事業者への仮単価の提示、意向調査の実施というプロセスに進めさせていただければと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○北條委員 利用者負担額の基準はどのようなのですか。

○長田参事官 利用者負担額につきましても、あわせて公定価格の仮単価とセットでお示しをさせていただきたいと思っております。

○無藤会長 ということですので、まさに仮単価ということではありますが、基本の骨格は御了解いただいておりますけれども、実際問題としては予算編成の過程の中で具体的にまだそこがあり、矛盾がある部分等の調整も含めていろいろ政府のほうで検討していただけると理解しております。

しかし、同時に私ども子ども・子育て会議での御意見をたくさん頂戴いたしましたので、それを十分に受けとめていただきたい。また、今後、仮単価の提示、意向調査も含めて実施をし、その中で検討していただきたいということを考えてございます。委員の皆様におかれましても御理解を賜ればと存じます。

時間も来ておりますが、最後に「その他」ということで、何点か御報告を事務局よりしていただきたいと存じます。

○長田参事官 時間の関係もございまして、簡潔にと思っております。

まず、報告事項の前に、本来冒頭にお伝えをすべきであったかもしれませんが、皆様のお

手元に置かせていただいております閲覧用のファイルにつきまして、これまで子ども・子育て支援新制度の基本説明資料的なものについて、25年4月につくった40枚程度の資料をお付けしておりましたが、その後1年をかけてさまざま基準等の整理もいただきましたので、26年5月版ということで、枚数的には90枚以上になっておりますけれども、新しい全体資料版ということで、本日ここに入れさせていただきます。

報告事項になりますが、資料3「子ども・子育て関連3法に係る府省令の公布について」ということですが、去る4月30日に実際の条例制定に深くかかわります6つ基準等につきまして公布をさせていただきますので、その内容を配付させていただきます。

なお、実はこれ以外にも関連の公布すべき政令あるいは府省令、告示が、形式にもよるのですが、あと10本程度残っております。こういったものにつきまして順次お示しをしたいと思いますし、自治体の施行準備に支障のないように、できる限り公布前の段階で一定の情報提供というものをしていきたいと思っております。

資料4は、文部科学省、厚生労働省共同で発表した資料でございますが、便宜、私から御報告をさせていただきます。

これは毎年度4月1日の認定こども園の認定件数を5月ごろに公表しているものでございます。今回の公表内容でございますが、25年4月段階での1,099件という認定件数から1,359件と増加をしております。詳細につきましては資料を御確認いただければと思います。
○為石育成環境課長 続きまして、育成環境課から御報告させていただきます。

放課後児童クラブにつきまして、新聞で取り上げられた部分もございませぬけれども、3月の競争力会議において放課後児童クラブ等を拡大するためのプランを策定するよう総理から指示を受けております。また、5月22日に総理が横浜市のキッズクラブ、これは一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室に視察に行った際に、放課後児童クラブについて、5年間で30万人分の受け皿を整備するよう指示があったところでございます。

現在、新たなプランの策定につきまして、文部科学省と連携をしながら検討を進めているところでございまして、検討結果につきましては、またこの会に御報告をさせていただくこととしております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問を受ける時間もないと言えないのですけれども、ぜひということがあればと思いますが。よろしゅうございますか。済みません。ありがとうございました。

それでは、次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回の日程は、6月30日10時から開催を予定したいと思っております。なお、いわゆる親会議としての開催というのを想定しておりましたが、先ほど溜川委員の御指摘もございましたので、30日は全体の議題、あるいは本日いただいた指摘をどういった形で取り

扱いをさせていただくかということも含めまして、詳細については、いずれにしましても改めて御案内をさせていただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございました。

ということで、次回は6月30日ということでございます。

それでは、「第15回子ども・子育て会議 第20回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

～ 以上 ～